

公証人向け（送付数 512、回答数 375、回収率約 73%）

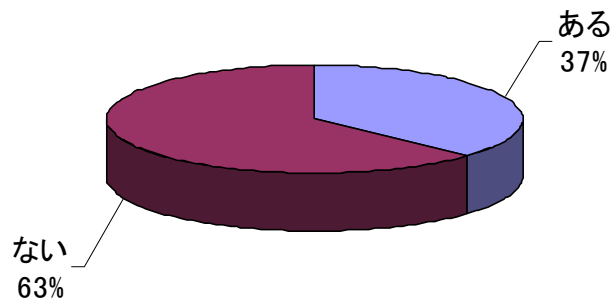
任意後見契約に関するアンケート

第 1 任意後見契約の委任者（本人）について

Q 1 - 1 . 任意後見契約公正証書作成にあたり、委任者（本人）の意思能力に問題があると感じたことがありますか？

ある【137】

ない【235】



Q 1 - 2 . Q 1 - 1 で「ある」と回答された方にお尋ねします。

意思能力の確認のため、どのような書類を請求し、またどのような対応をされましたか？

（複数回答可）

医師の診断書を請求する【96】

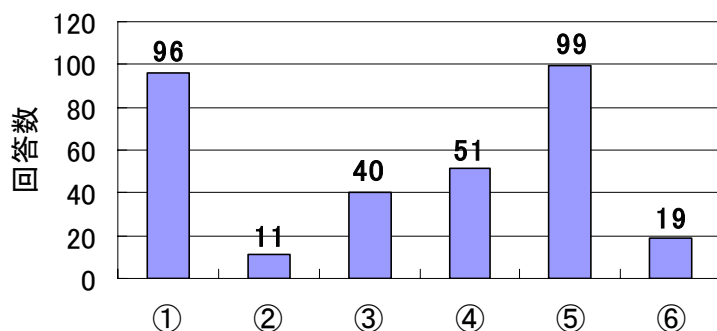
公証人の照会事項（病名・病状・意識の程度、財産の管理能力や処分能力の有無等）に対する担当医の回答書を請求する【11】

簡易な意思能力テスト（例えば、長谷川式簡易知能評価スケール等）を実施する【40】

公証人として、本人の状況を録取した書面を作成する【51】

法定後見制度の利用を促す【99】

その他【19】



（複数回答）

その他意見

・本人と面談して判断した 16件

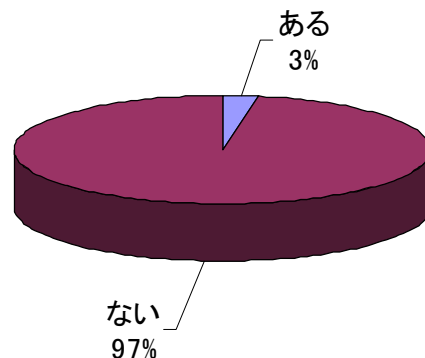
（その後の対応）

・作成した 6件

- ・法定後見制度の利用を勧める 5件
- ・作成しなかった 3件
- ・本人や関係者（親族・福祉関係者・看護師）と面談して判断した 3件
- ・医師に面会ないし意見聴取して判断した 4件
- ・診断書を求めると作成を断ってくる 2件

Q2 - 1 . 公証人自身と委任者（本人）との直接面談が実現困難であると告げられた上で、任意後見契約公正証書作成を、受任者等から依頼されたことがありますか？

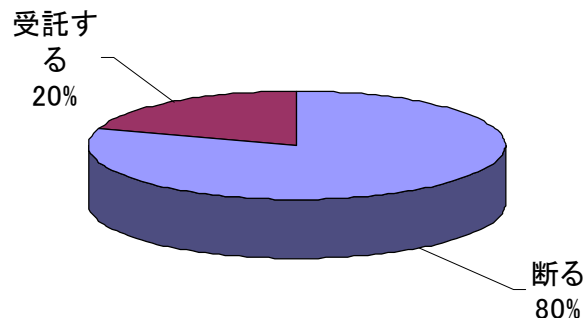
- ある 【10】
- ない 【355】



Q2 - 2 . 2 - 1で「ある」と回答された方にお尋ねします。

やむを得ず委任者（本人）と直接面談ができない場合は、どう対応されていますか？

- 受託を断る 【8】
- 止むを得ない事情によっては受託する 【2】



それは、どのような事情がある場合ですか。

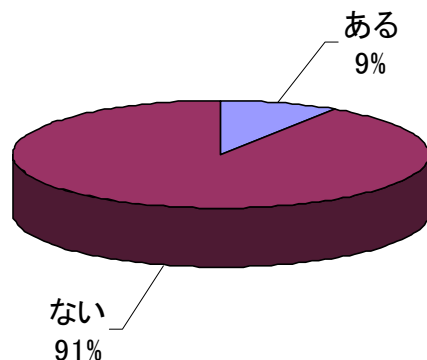
- ・病気のために入院、自宅療養の場合
- ・司法書士又は弁護士に自分の意見、考えは伝えてあるのでさらに公証人に面談する必要はないというのが多い。それに公証人に面談するのが煩わしい。
- ・Q2 - 1に直接該当する事案ではないが、1ヶ月程度前に遺言の証人となった司法書士が受任者として当該遺言者である委任者との間の契約において当該司法書士から委任者の現在の判断能力等聴取した聴取書を添付して作成した事例が一件ある（参考、遺言書作成時には、遺言能力及び判断能力に全く問題のなかった委任者である）。

第2 任意後見契約の内容について

1 - 1 . 任意後見契約公正証書作成にあたり、その契約内容に問題がある、ないしは不適正であると思われた場合はありますか？

ある【34】

ない【332】



1 - 2 . 1 - 1で「ある」と回答された方にお尋ねします。

それはどのような内容ですか？

内容

- ・報酬が高額である 12件
- ・契約内容が詳細で、本人に理解できるか懸念 5件
- ・代理権目録に介護等事実行為を記載 2件
- ・独居の老婦人が街のボランティア的な活動をすると称する男性に委任及び任意後見をする依頼であったが、老婦人に1対1でよく確認すると、これらの意思が決まっていないケースであった。
- ・委任者高齢者、受任者建設業者で、委任者に高額な借金をさせた上で、アパートを建設しようとの計画。子供達には一切知らせず、アパート経営の採算について委任者がよく理解しているか不明。
- ・報酬額の決定にあたり後見人に帰属すべき報酬と後見の過程で必要とされる費用とが区別されていなかった。(本人の事業の手伝、代理をするにあたって必要とする純粹経費が報酬に加算されていた。)
- ・受任者数名で代理権の一部共同行使の場合で問題はあると感じたが、不適正でないと判断し作成した。一人の契約終了が他の受任者にどのような影響を与えるのか疑問が生じた例があった
- ・受任者3名の移行型の契約で、受任者3名を別個の契約者せずに1通の契約書に含め、かつ、委任契約と任意後見契約とも別の契約書とする案文を作成してきたので、受任者毎に、それぞれ委任契約と任意後見契約とを1通ずつの証書を作成した。
- ・同意権及び取消権を付与してもらいたい。
- ・任意後見契約公正証書の内容として、後見監督人を明記してもらいたいとの依頼(囑託を断った)。
- ・任意後見監督人選任申立をする案件として、本人の判断能力が不十分となったときのほかに、本人の父が死亡したときの要件がかえられていた。
- ・代理権目録で1号様式を用いて作成したとき、チェック漏れがあった。
- ・受任者が遠隔地に居住していた。
- ・死後委任等代理権の範囲について。
- ・任意後見契約になじまない死亡後のこと。

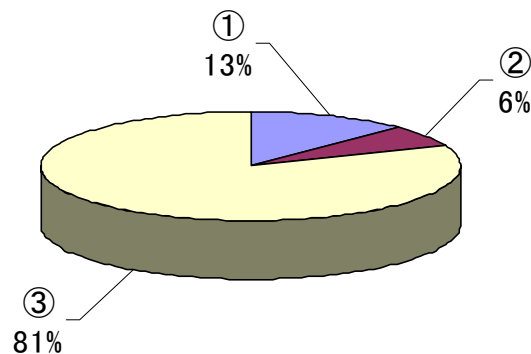
- ・内容不明確、不確定の例。
- ・尊厳死など違法性をおびたもの。
- ・受託者の権能：一身専属的相続処理に関する分、非弁護士が受託者の訴訟行為。
- ・代理権の範囲。
- ・代理権の範囲が一般的で、本人の生活実態に合っていなかった。

1 - 3 . 1 - 2 の場合、どのような対応をなされましたか？

修正を求めたが、それに応じなかったので、受託を断った。【4】

修正を求めたが、それに応じなかったが、止むを得ず受託した。【2】

その他【26】



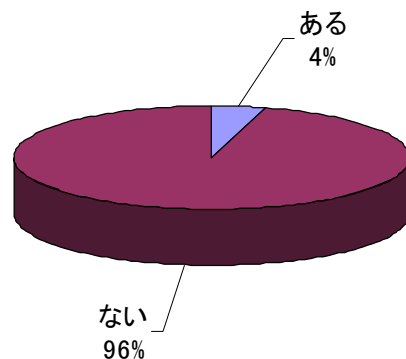
その他意見

- ・修正を求め、それに応じた 14件
- ・そのような場合であれば、修正を求める。これに応じなければ止むを得ず断る。
- ・事前に十分時間をかけて説明し、納得が得られるように努めた 4件
- ・問題点を指摘した上で作成した 5件
- ・法定後見制度を活用されたい旨助言 2件
- ・委任者との再協議を求めたところ、後日作成依頼を取り下げた。

2 - 1 . これまでに関与された任意後見契約について、医療行為の同意について契約事項または代理権目録に盛り込みたいと希望する事例はありましたか？

ある【16】

ない【347】



2 - 2 . 2 - 1で「ある」と回答された方にお尋ねします。
どのように対処されましたか？

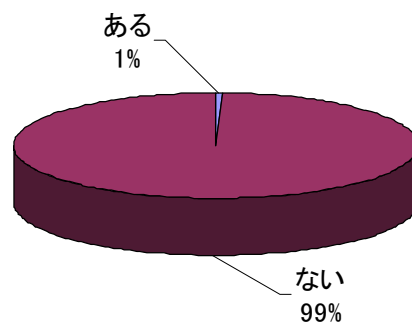
意見

- ・代理権目録にもり込まず「希望事項」として契約事項にもり込んだ 8件
- ・代理権目録に「医療契約の締結、変更、解除及び費用の支払等医療に関する事項」という項目を入れている 3件
- ・任意後見契約及び尊厳死事務委任契約公正証書を作成 2件
- ・不必要な延命措置は望まないの、医療関係者に委任者が平素からそのように希望した旨の意思表示をすることを代理権目録に盛り込んで欲しいと言われ、そのとおりに対処した。
- ・【2-1】に付言 「ない」が、今後の方向としては、同意権も含めるようにすべきであろう。
- ・すべて定型の書面の作成依頼であるが、もう少し本人の細かな実情にマッチした文案を考えたい。本人のニーズを生かす、「本人の思い、希望」を取り込んだ契約書面を工夫してもらっても良いのではないか。
- ・もしあっても、拒否すべきものとする。医療行為の是非を判断するのは本人か親族に限られ、任意後見人はそこまで立ち入るべきでない。
- ・尊厳死に関する事案であり、問題点を指摘し、効力についても問題があることを説明したうえで作成した。

Q 3 - 1 . これまでに関与された任意後見契約について、委任者（本人）の財産の一定範囲を定め、その範囲内で受任者に積極的な財産運用を認める旨の代理権を与えるといった内容を含んだ代理権目録作成の事例はありましたか？

ある【2】

ない【316】



Q 3 - 2 . 3 - 1で「ある」と回答された方にお尋ねします。
その場合、どのように対処されましたか？

対応方法

- ・不動産の処分、処分後の金銭による新たな不動産の購入
- ・親子のケースで、親の入院費捻出の為に土地の処分を任せるとか、生活費調達の為に土地の賃貸権限を与えるなどはあった（依頼に応じた）。より積極的に投資信託などはまだない。